

2025 年 4 月 7 日

米国政府の追加関税措置に関する 「相談窓口の設置」および「特別融資の取扱い開始」について

株式会社広島銀行（頭取 清宗 一男）では、今般の米国政府による追加関税措置に伴い、相談窓口を設置します。

また、直接的・間接的に影響を受けられる事業者さまを支援するため、特別融資の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 相談窓口の設置について

（1）対象となるお客さま

法人および個人事業主のお客さまを対象に、必要な資金に関するご相談をはじめ幅広く対応いたします

（2）設置店舗および営業時間

全店（ビジネスコンサルセンター含む）で、通常の営業時間※にて対応いたします

※店舗により営業時間が異なりますので、詳細は当行ホームページまたは最寄りの店舗までお問い合わせください

（3）設置日

2025 年 4 月 7 日(月)

2. 『米国関税対応特別融資』の取扱い開始について

（1）対象となるお客さま

今般の米国追加関税措置に伴い、直接的・間接的に影響を受けられる法人および個人事業主

（2）取扱店

全店

（3）取扱開始日

2025 年 4 月 7 日(月)

(4) 融資条件

対象となる方	米国政府による追加関税措置の影響を受ける法人および個人事業主
お使いみち	追加関税措置の影響に関連する運転資金および設備資金
融資金額	1 億円以内
融資期間	運転資金 10 年以内、設備資金 15 年以内
融資利率	当行所定の金利

※詳細につきましては、銀行窓口にてご説明させていただきます。

以上



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

広島銀行では、SDGs への取組みを強化しております。

【SDGs (Sustainable Development Goals) 持続可能な開発目標】
2015 年 9 月に国連で採択された、経済・社会・環境のあり方についての
2030 年までの世界共通目標。持続可能な開発のための 17 の目標と 169
のターゲットで構成。

本件に関するお問い合わせ先

株式会社広島銀行
営業企画部 法人企画室
TEL (082) 247-5151 (代表)